○国土交通省告示第千二百十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年十月九日　国土交通大臣　井林　辰憲

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三菱重工マリタイムシステムズ株式会社	岡山県玉野市玉三丁目１番１号	鋼製船体	令和８年10月１日から令和13年９月30日まで
〃	〃	アルミニウム合金製船体	〃

○国土交通省告示第千二百十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月九日　国土交通大臣　井林　辰憲

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　令和五年十月三十日から令和二十一年三月三十一日まで
三　施行地区　神奈川県藤沢市村岡東一丁目、村岡東二丁目、弥勒寺字後河内並びに宮前字後河内及び字裏河内の各一部、鎌倉市上町屋字山ノ根、寺分字藤塚、字陣出、字上陣出、字堅畑、字川向及び字木ノ下、梶原字古川、字八町面、字外耕地、字内耕地及び字宮里、梶原一丁目並びに常盤字下耕地の各一部
四　土地区画整理事業の名称　藤沢都市計画事業及び鎌倉都市計画事業村岡・深沢地区土地区画整理事業
五　事務所の所在地　神奈川県鎌倉市大船一丁目二十五番三十五号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　令和五年十月三十日
七　事業計画の変更の認可の年月日　令和八年十月九日

○国土交通省告示第千二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年十月九日　国土交通大臣　井林　辰憲

一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　盛岡広域都市計画道路事業３・４・１３８号藤沢永井線
三　事業施行期間　自令和八年十月九日至令和三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第５地割、大字藤沢第８地割、大字藤沢第４地割、大字高田第９地割、大字高田第８地割、大字高田第５地割、大字高田第７地割、大字高田第10地割、大字高田第６地割、大字下矢次第３地割、大字下矢次第５地割、大字下矢次第４地割、大字上矢次第７地割、大字上矢次第５地割、大字広宮沢第８地割、大字広宮沢第９地割、大字広宮沢第10地割、大字赤林第13地割、大字赤林第６地割、大字赤林第５地割、大字赤林第２地割、大字赤林第３地割及び大字赤林第４地割並びに盛岡市永井４地割、永井３地割、永井２地割、永井１地割及び下飯岡20地割地内
使用の部分　岩手県紫波郡矢巾町大字高田第10地割、大字高田第９地割、大字高田第６地割、大字下矢次第３地割、大字下矢次第４地割、大字広宮沢第８地割、大字広宮沢第９地割、大字広宮沢第10地割及び大字赤林第４地割並びに盛岡市永井４地割地内
五　収用又は使用の手続が保留される事業地
収用の部分　岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第５地割、大字藤沢第８地割、大字藤沢第４地割、大字高田第９地割、大字高田第８地割、大字高田第５地割、大字高田第７地割、大字高田第10地割、大字高田第６地割、大字下矢次第３地割、大字下矢次第５地割、大字下矢次第４地割、大字上矢次第７地割、大字上矢次第５地割、大字広宮沢第８地割、大字広宮沢第９地割、大字広宮沢第10地割、大字赤林第13地割、大字赤林第６地割、大字赤林第５地割、大字赤林第２地割、大字赤林第３地割及び大字赤林第４地割並びに盛岡市永井４地割、永井３地割、永井２地割、永井１地割及び下飯岡20地割地内
使用の部分　岩手県紫波郡矢巾町大字高田第10地割、大字高田第９地割、大字高田第６地割、大字下矢次第３地割、大字下矢次第４地割、大字広宮沢第８地割、大字広宮沢第９地割、大字広宮沢第10地割及び大字赤林第４地割並びに盛岡市永井４地割地内

○関東地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四百六十八号
㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
久喜市西字上川原六七八番一地先から幸手市大字上高野字菩薩前一一二七番一地先まで	前	二六・五六～一三〇・九二メートル	〇・七一六キロメートル
	後	二二・七三～六三・七七	〇・七一六

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	上野原市四方津字奥平道上一九一一番一から同市四方津字奥平道上一九九五番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年十月九日

○関東地方整備局告示第二百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二十号
㈢　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員	延長	備考
八王子市大和田町三丁目一〇八三番五から同市南浅川町二七九六番一まで	前	A	八・二〇～五三・二〇メートル	一〇・三九〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	〇・〇〇～二二・三〇	九・六一〇	
	後	A	八・二〇～五三・二〇	一〇・三九〇	
		B	〇・〇〇～二二・三〇	九・六一〇	

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所